石川県

○監査委員選任
中村勲委員及び北村繁盛委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二日次の者が選任された。
監査委員　藤井　義弘
同　米光　正次

長野県

○議長選挙
寺島義幸議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十日次の者が選挙された。
議長　村石　正郎
○副議長選挙
木下茂人副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十日次の者が選挙された。
副議長　竹内　久幸
○監査委員選任
下村恭委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十二日次の者が選任された。
監査委員　平野　成基
○労働委員会委員任命
佐藤穣委員は、四月二十日辞職し、欠員であったところ、五月十二日次の者が任命された。
労働委員会委員　水本　正俊

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
佐野　精孝
赤羽　保
正五位に叙する
越智　健一　小泉　鶴之
従五位に叙する（各通）
柴田　忠宣　田中　辰昭
平林　博行　堀合　文子
正六位に叙する（各通）
上田　勝　加藤　五六
成嶋　稔　兵頭　一善
馬庭　直行　本山　順一
山口　繁敏　山下昭三郎
従六位に叙する（各通）
川崎　幸作　米三
洲崎　富雄　高田　重治
（福岡県警部）
正七位に叙する（各通）
城所　貞雄
竹崎　謙治
渡部　喜作
従七位に叙する（以上四月十八日）
楠井　勝也
佐々木　直
玉江　喬
正四位に叙する
藍川　泰　渋谷大一郎
従五位に叙する（各通）
伊勢　政夫
篠原　裕　滝　義英
従七位
平嶋　達雄　宝珠山二朗
正六位に叙する（各通）
芦野　永七　井村　新市
上埜　敏郎　内田喜代三
（愛知県警部補）
川村　清二　藏谷　社喜
鈴　操　鈴木　錬司
山田　勇　山田　清明
従六位に叙する（各通）
今井　一　大多和敏之
正八位
曾雌　典仁　高松　末一
藤田　勝美　山崎　生二
正七位に叙する（各通）
佐々木勇吉
従七位に叙する（各通）（以上四月十九日）
竹内　一樹
従四位に叙する（各通）
東儀　俊美
正五位に叙する
大坪　政義
吾郷　威
従五位に叙する
岩崎　祐章　加藤　健
窪田　恵子　關口　隆
奈良　兵三　馬場　正司
松井　光治　松坂　哲夫
正六位に叙する（各通）
有本　進　薄井　徹
岡元　徹夫　加来　公男
平尾　穂積　森　頼章
従六位に叙する（各通）
伊東　勇　澤井　省治
正七位に叙する（各通）（以上四月二十日）
栗原　信俊
従六位に叙する（四月二十一日）
逸見大吉郎
従五位に叙する
佐々木光夫
楠井　勝也
佐々木　直
玉江　喬
従七位に叙する（以上四月十八日）
森井　忠良
正四位に叙する
足立五郎兵衛
従五位に叙する（各通）（以上四月二十三日）
西井　登
○叙勲
従六位に叙する（以上四月二十二日）
井上　昭彦
瑞宝小綬章を授ける
佐々木光夫　中川　武彦
平林　博行　田中　辰昭
馬庭　直行　俣野伊三郎
山下昭三郎　山口　繁敏
瑞宝双光章を授ける（各通）
上田　勝　川崎　幸作
（福岡県警部）　竹崎　謙治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十八日）
藍川　泰　谷上　茂
楠井　勝也　玉江　喬
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊勢　政夫　内田喜代三
藏谷　社喜　酒井　智男
篠原　裕　滝　義英
中西　久彌　山崎　生二
山田　勇　吉富　義朗
瑞宝双光章を授ける（各通）
（愛知県警部補）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十九日）
竹内　一樹
瑞宝中綬章を授ける
吾郷　威　岩崎　祐章
加藤　健　北川　典雄
戸田　純嗣　窪田　恵子
馬場　正司　松井　光治　松坂　哲夫
瑞宝双光章を授ける（四月二十一日）
逸見大吉郎
瑞宝小綬章を授ける（四月二十二日）
足立五郎兵衛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十日）
栗原　信俊
瑞宝双光章を授ける（四月二十三日）
宮川　逸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
有本　進　伊東　勇　加来　公男
澤井　省治　多和田眞栄

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、コートジボワール国大統領アラサン・ウワタラ閣下の大統領就任につき、五月二十一日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、五月二十四日エリトリア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年5月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。
平成23年5月25日
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
記
確認された日本工業規格
鉄道車両用推進軸　E5302
鉄道車両用――体車輪―第1部：品質要求　E5402―1
鉄道車両用――体車輪―第2部：寸法要求　E5402―2

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年5月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。
平成23年5月25日
国土交通大臣　大畠　章宏